

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

告 示	三重県営鈴鹿スポーツガーデン体育館の指定管理者の指定	スポーツ振興室	1 頁
お知らせ	公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	人 材 政 策 室	1 頁
	公立学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則	福 利 ・ 給 与 室	2 頁
	公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	福 利 ・ 給 与 室	2 頁
	公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	福 利 ・ 給 与 室	3 頁

告 示

三重県教育委員会告示第39号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、三重県営鈴鹿スポーツガーデン体育館の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成18年12月26日

三重県教育委員会教育長 安 田 敏 春

- 1 指定を受けた団体
所在地 鈴鹿市御園町1669番地
名 称 財団法人三重県体育協会
代表者 理事長 田 中 敏 夫
- 2 指定した年月日
平成18年12月20日
- 3 指定の期間
平成19年4月1日から平成21年3月31日まで

お 知 ら せ

平成18年12月26日付け三重県公報第1842号に、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（三重県人事委員会規則第13号）並びに公立学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則（三重県人事委員会規則第14号）が次のように公布されました。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号）の規定に基づき、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十八年十二月二十六日

三重県人事委員会委員長 渡 辺 八 尋

三重県教育委員会委員長 山 根 一 枝

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第十三号

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年 三重県人事委員会規則 第四号）の一部を次のように

改正する。

第十二条第十五号中「生後満一年六月」を「生後満一年九月」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年一月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十八年十二月二十六日

三重県人事委員会委員長 渡 辺 八 尋
三重県教育委員会委員長 山 根 一 枝

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第十四号

公立学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の地域手当に関する規則（平成十八年 三重県人事委員会規則 第二号）の一部を次のように改正す

る。

附則別表中「

百分の一	第三条第二項に掲げる地域別に定める地域
------	---------------------

」を

「

百分の一・七	第三条第二項に掲げる地域
百分の一	別に定める地域

」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の公立学校職員の地域手当に関する規則（以下「新規則」といふ）の規定は、平成十八年四月一日（以下「適用日」といふ）から適用する。
- 適用日からこの規則の施行の前日までの間において改正前の公立学校職員の地域手当に関する規則に規定する地域手当の支給割合に基づき公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定により適用日以後の分として支給された給与は、新規則に規定する地域手当の支給割合に基づく給与の内払とみなす。

平成18年12月26日付け三關県公報甲外に、公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（三關県条例第78号）並びに公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（三關県条例第79号）が次のように公布されました。

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十八年十二月二十六日

三重県知事 野 田 昭 彦

三重県条例第七十八号

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第十二条の三中「係る」の下に「第十五条の二」を加える。

第二十二條の二第一項中「または」を「又は」に、「暮き」を「暮つき」に改め、同條第二項を次のように改める。

2 管理職手当の月額を、前項に規定する職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額百分の二十五を超えない範囲内で規則で定める。

附則第七項の見出し中「読み替え」を「読替え」に改め、同項中「当分の間」の下に「第二十二條の二第一項の管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で指定する職を占める職員（教育長が別に定める者に限る。以下「管理職員」という。）にあつては、第二十四條第一項中「基準日以前六箇月以内の期間」とあるのは「教育長が別に定める期間」と、管理職員以外の職員にあつては」を加え、「第二十四條第二項中」を「同條第二項第一号中」に改め、「退職し」の下に「若しくは失職し」を加える。

別表第五中

五 夜間定時制等手当				
イ 本務として夜間定時制課程に勤務する者	一月につき	九千二百円		を
ロ イ以外の者	一回につき	四百五十円		
五 夜間定時制等手当	一回につき	四百五十円		に、
八 特殊学校勤務手当	一月につき	九千二百円		を
八 特殊学校勤務手当	一日につき	四百五十円		に、

「一月につき 五千円」を「一日につき 二百円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第十二條の三、第二十二條の二第一項及び附則第七項の改正規定は、公布の日から施行する。

(平成二十三年三月三十一日までの間における管理職手当に関する経過措置)

2 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年三重県条例第三十二号）附則第七項から第九項までの規定による給料を支給される職員のうちその者の受ける給料月額と当該給料の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える職員についてのこの条例による改正後の公立学校職員の給与に関する条例第二十二條の二第二項の規定の適用については、平成二十三年三月三十一日までの間は、同項の規定中「職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額」とあるのは、「職員の給料月額と公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年三重県条例第三十二号）附則第七項から第九項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(規則への委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

4 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年三重県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十項中「（給与条例第二十二條の二第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を削る。

公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十八年十二月二十六日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県条例第七十九号

公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年三重県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十四項及び第十七項中「年五・五パーセントの」を「附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる」に改める。

附則の次に次の附則別表を加える。

附則別表

平成十三年三月三十一日以前	年五・五パーセント
平成十三年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	年四・パーセント
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	年一・六パーセント
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	年二・三パーセント
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	年二・六パーセント
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	年三・パーセント
平成二十一年四月一日以後	年三・二パーセント

附則

この条例は、公布の日から施行する。